



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



2025. 2
No.167

第4回定例会報告	P 2~3
第2回臨時会報告	P 3
一般質問	P 4~13
議会日誌	P 14



第4回 定例会 報告

令和6年度各会計補正予算等を審議する第4回定例会は、12月9日招集され、町長より提案された議案の説明を受け、議案調査のため、休会しました。

16日に再開し、7名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、20日閉会しました。

審議した案件

令和6年度各会計補正予算10件、条例改正7件及びその他1件は原案可決、人事1件は同意議決、1件は適任議決となりました。

《補正予算》

○令和6年度一般会計補正予算
子どものための教育・保育給付費負担金1千22万8千円及び障害者医療扶助費5百9万1千円等を追加補正しました。

○令和6年度一般会計補正予算
職員給与費6百81万5千円及び岩内・寿都地方消防組合負担金5百17万6千円等を追加補正しました。

○令和6年度国民健康保険特別会計補正予算
職員手当67万8千円等を追加補正しました。

○令和6年度国民健康保険特別会計補正予算
職員手当37万3千円を追加補正しました。

○令和6年度介護保険特別会計補正予算
保険事業勘定の職員給与費30万8千円及びサービス事業勘定の職員給料25万6千円を追加補正しました。

○令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算
職員給与費11万8千円を追加補正しました。

○令和6年度水道事業会計補正予算
職員給与費2百53万円及び一般会計給与費負担金4百33万7千円を追加補正しました。

○令和6年度水道事業会計補正予算
職員給与費68万6千円及び一般会計給与費負担金10万3千円を追加補正しました。

○令和6年度下水道事業会計補正予算
一般会計給与費負担金4百33万7千円及び万円及び債務負担行為4千万円を追加補正しました。

○令和6年度下水道事業会計補正予算
職員給与費1百94万5千円及び一般会計給与費負担金10万3千円を追加補正しました。

《条例改正》

○岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定
人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、岩内町費職員の給料及び期末手当の支給割合等について、所要の改正をしました。

○岩内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定
岩内町議会議員の期末手当の支給割合について、所要の改正をしました。

○岩内町費特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定
岩内町費特別職員の期末手当の支給割合について、所要の改正をしました。

○岩内町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例設定
岩内町教育委員会教育長の期末手当の支給割合について、所要の改正をしました。

○岩内町費職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例設定
人事院勧告に基づく国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正に伴い、岩内町費職員の寒冷地手当の額について、所要の改正をしました。

固定資産評価審査委員会委員に 人権擁護委員候補者に

森嶋 洋氏
川ひとみ氏

決まる！

○フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定
特別な条件等により採用となる職の給料の上限額について、所要の改正をしました。

○岩内町水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例設定
地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

《その他》

○辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更
辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更をするため、法の規定に基づき議決しました。

《人事》

○固定資産評価審査委員会委員の選任同意
森嶋 洋氏の選任に同意しました。

○人権擁護委員候補者の推せん
氏川 ひとみ氏を適任としました。

審議した意見書・陳情

意見書1件は原案可決、陳情1件はみなし採択となりました。

○国立病院の機能強化を求める意見書

○国立病院の機能強化を求める意見書採決に向けた陳情

意見書は、関係機関に送付しました。
意見書の内容は、13ページをご覧ください。

第2回臨時会報告

令和6年度各会計補正予算等を審議する第2回臨時会は、10月21日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、引き続き議案の審議を行い、同日閉会しました。

《報告》

○専決処分した事件の承認
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴う補正予算の専決処分について、承認しました。

《その他》

○工事請負契約の変更

岩内町義務教育学校建設校舎・屋体棟大規模改修（建築主体）工事に係る工事請負契約の変更を決めました。

○工事請負契約の変更

岩内町義務教育学校建設電気設備工事に

係る工事請負契約の変更を決めました。

○工事請負契約の変更
岩内町義務教育学校建設機械設備工事に係る工事請負契約の変更を決めました。

○工事請負契約の変更
岩内町義務教育学校建設校舎・屋体棟増築（建築主体）工事に係る工事請負契約の変更を決めました。

議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、3日前の夕方、前日の夕方と当日の朝の防災行政無線でお知らせします。

手続きは、「傍聴人受付票」に名前・住所・年齢などを記入し、受付箱に投函するだけです。

一般質問

12月16～18日 7名の議員による一般質問が行われました。
紙面の都合上、再質問・再々質問を含め要約・省略をしています。

一般質問とは 本会議において議員が、執行機関に対し、町政各般にわたり、執行状況や町の将来の方針などについて質問するものです。
(※会派に属さない議員及び各会派1名としています。ただし、5名以上で組織する会派は複数名としています。)

奈良 枝 議員

第3期岩内町子ども・子育て支援事業計画の策定について

■質問■

子ども・子育て支援事業計画は、子どもが健やかに成長することができるよう、幼稚園や保育所における教育・保育の提供など、子ども・子育て支援事業を提供できる体制を確保するためとされている。第2期の計画期間が今年度末で終了し7年度から5年を1期とする第3期計画を策定する。子育て支援等に関するニーズを把握するため、本年6月に子育て世帯に対してアンケート調査を実施している。

■町長■

第2期計画の総括と検証は、幼稚園・認定こども園、保育所等の充実の2事業、地域子ども・子育て支援事業9事業を重点的に検証する中で、施設の提供量が必要とされる需要量を上回っており、提供体制等は概ね良好。アンケート調査の主要望で、就学前児童向けの公園遊具の整備や、3歳未満児への保育料助成拡大・無償化、医療費や給食費への助成拡大・無償化が寄せられている。こうした結果や町の子育て環境を取り巻く状況等も把握し第2期計画の総括を進め、第3期計画に適宜反映させるため、町子ども・子育て会議や、庁舎内の子ども・子育て



支援推進会議で協議を重ね、子どもが健やかに成長することができる計画となるよう、引き続き策定作業を進める。

全文は、町のホームページ「岩内町」をご覧ください。



町公式HP
<https://www.town.iwanai.hokkaido.jp>

住民の利便性向上が期待される

移動サービス「行政Maas車両」の活用について

■質問■

公共交通機関などの移動手段が少ない地域で、住民の利便性向上が期待される次世代移動サービス「Maas」(モビリティ・アズ・ア・サービス)。交通弱者へのサポートを強化することにより、高齢者や障害を持つ人でも自由に移動サービスを利用できる。

「行政Maas車両」は、オンライン相談や証明書発行ができる車両により「移動型行政サービス」を提供する自治体があり、「行政Maas」と商標登録されている。

町では5年9月に「移動役場窓口」実証実験を実施。結果はオンライン相談2件、住民票発行1件。

■町長■

「行政Maas車両」は役場から遠い地域に住む町民に出張し、移動型行政サービスを提供している。町でも交通手段のない高齢者等の対応として、役場まで行かなくても町民の利便性向上が期待される移動サービス「Maas」の活用の考えは。

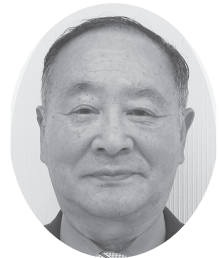
「Maas」は、「ルート最適化と予約・決済を一括で行う移動サービ

当該サービスは「移動手段が少なく役場への移動が困難な地域」に対して有用だが、町は民間バス・タクシーや町内循環バスなどがあり役場へのアクセスは比較的容易と考えられ、また「移動役場窓口」実証実験においての課題も多く、現時点で導入は考えてないが、今後の免許返納者・高齢者の増加を踏まえ、本サービスを導入自治体の状況等を注視し、環境づくりを進めていく。

金 沢 志津夫 議員

岩内高校進学生に

町の支援を



共和、泊、神恵内の4町村教委と道教委も交えた話し合いの場を設けた。

1. 岩内高校の現状認識と義務教育学校を推進する上での位置付けや、地元高校への進学率向上に向けた問題点や課題をどのように整理し、検証していくのか。

2. 岩内高校や各学校、岩内警察署が参加する学校連絡会を毎月開催し、情報共有や意見交換等を行っている。また、岩内高校の学校運営協議会においても、委員として参加し、こうした意見交換の場を積極的に活用している。

3. 高等学校に進学する生徒や保護者に、何らかの財政支援を行う考えはあるか。

3. 修学困難な学生等に対しては、奨学金制度を設けているが、制服や教科書、タブレット端末購入などの直接的な支援は現在実施していない。現段階において、財政支援は考えていないが、岩内高校の活性化のため、経済的支援等についても、今後の検討課題とする。

町長

1. 2. 昨年度「既存校あり方検討会議」を庁舎内に設置し、活用あるいは売却、除却などの大枠の方針を決定した。10月から11月に町民アンケートを実施し、検討を進めるうえで意見をいただいた。方針では土地・建物の売却やPFIなどの民間活力の導入も検討しており、活用のアイデアを収集するため、サウディング型市場調査を予定。

3. 学校は地域住民の交流の場としての役割を果たしてきたことから、統廃合を契機に、地域の特長や特色を活かした活用を見出ししていくことが、新たなコミュニティを創り出すことにも繋がり、長期的・複合的な展望からの「新たなまちづくり」を進めていくことが期待できる。

既存4小中学校における利活用方針決定の際は、住民避難に影響が生じないことを十分確認しながら、必要な改訂を実施する。

2. 特色ある学校づくりで義務教育学校と岩内高校、行政が積極的に情報を共有し、意見交換や対話の場を設け、町として支援できる態勢を構築するべきと考えるが、見解は。

3. 廃校後の活用について、議会との議論や町の活用計画の経過は。

3. 廃校に伴う地域コミュニティへの影響について

3. 廃校後の活用について、議会との議論や町の活用計画の経過は。

3. 廃校後の活用について、議会との議論や町の活用計画の経過は。

3. 廃校後の活用について、議会との議論や町の活用計画の経過は。

質 問

1. 4 学校の活用方法を町民から意見聴取した

2. 廃校後の活用について、議会との議論や町の活用計画の経過は。

3. 廃校に伴う地域コミュニティへの影響について

3. 廃校後の活用について、議会との議論や町の活用計画の経過は。

質 問

1. 4 学校の活用方法を町民から意見聴取した

2. 廃校後の活用について、議会との議論や町の活用計画の経過は。

3. 廃校に伴う地域コミュニティへの影響について

3. 廃校後の活用について、議会との議論や町の活用計画の経過は。

質 問

1. 4 学校の活用方法を町民から意見聴取した

2. 廃校後の活用について、議会との議論や町の活用計画の経過は。

3. 廃校に伴う地域コミュニティへの影響について

3. 廃校後の活用について、議会との議論や町の活用計画の経過は。

教育長

1. 4 学校の活用方法を町民から意見聴取した

2. 廃校後の活用について、議会との議論や町の活用計画の経過は。

3. 廃校に伴う地域コミュニティへの影響について

3. 廃校後の活用について、議会との議論や町の活用計画の経過は。

カスタマーハラスメント 防止に町条例制定を

質 問

町民全体の総意としてカスタマーハラスメント防止条例の制定を早急に取り組むべきと考えるが、町の対応は。

道において、カスタマーハラスメント防止条例を制定し、7年4月1日から施行する旨、町へ情報提供された。本条例

町 長

道において、カスタマーハラスメント防止条例を制定し、7年4月1日から施行する旨、町へ情報提供された。本条例

質 問

道において、カスタマーハラスメント防止条例を制定し、7年4月1日から施行する旨、町へ情報提供された。本条例

町 長

道において、カスタマーハラスメント防止条例を制定し、7年4月1日から施行する旨、町へ情報提供された。本条例

質 問

道において、カスタマーハラスメント防止条例を制定し、7年4月1日から施行する旨、町へ情報提供された。本条例

には至っていないが、今後、町としての役割などが見えてきた段階で、条例制定の必要性なども含め検討していく。

村田 丈明 議員

稼ぐ力があり町民のためとなる「道の駅」開業と運営について

■質問

全国の道の駅の多くが赤字で、「コストと釣り合っている道の駅は稀。私は議会等で、高規格道路の延伸は町を陸の孤島とする恐れがあること。

共和町よりも先に集客力ある道の駅を創らなければ運営は難しくなる旨を言及してきた。

1. 共和町が9年に道の駅を開業。周辺地域の情勢をどのように分析しているか。

2. 自分事として検討段階から道の駅検討会に参加し、行政・コンサルタント・町民とともに道の駅を創る管理者候補が必要。町の考えは。

3. 地場産品の生産確

立や、商品開発に励むる制度や支援策が必要と考えるが。また、サーモン養殖事業の町内加工業者のための流通を行う必要性をどう考えるか。

■町長

1. 交通インフラの利便性の向上や今後の共和町の道の駅の開業など、町へ誘客するチャンスが到来していると分析。

2. 次年度から本格的な検討に着手するため、

専門家を交えた組織の立ち上げを予定。中心的役割を担う専門家として、道の駅の管理などの実績や、スタッフの育成にも精通する方を選定する。管理者候補の募集・選定は、岩内観光協会を含む。



停滞している地域おこし

協力隊の応募と移住定住の現状について

■質問

卒業した隊員のうち定住したのは8名中2名、25%。全国平均が69.8%と考えるとかなり低い。

1. 町のイメージは協力隊の募集にとどまらず移住・定住・観光等に広く影響する。空き家が多くシャッター街となっている町並みをどのように評価し改善へ導くのか。

2. 募集は事業継承も含めて町民からの希望を聞くことも視野に入れるべきと考えるが。

3. 新たな募集方法や媒体を検討していると同っている。どのような検討をしているのか。

4. 起業した隊員についてフォロワーが十分であったかは懐疑的。今後、起業を目指した際に

どのようにフォローしていくのか。国や道等のセミナー等を活用するように提案を行うべきと考えるが。

■町長

1. これまでも中古住宅取得補助金や空き店舗等活用支援事業補助金など各種支援策を実施してきた。今後もこれまで実施してきた支援策に加え、立地適正化計画の策定により、新たな空き家利用に係る施策も検討し、さらなる町のイメージ向上に向け町並みや町の魅力づくりに努力していく。

2. 新たな隊員が実施する地域協力活動が、町の抱える地域課題と合致しているかなどを適切に判断した上で、柔軟性を持って募集を行う。

いわない議会だより アプリで閲覧できます

広報紙配信アプリ「マチイロ」のアプリをダウンロードし、「お住まいの地域」に「岩内町」を登録すると、いわない議会だよりがアプリから閲覧できます。(ダウンロードは表紙から)

3. スカウトサービスの機能を有したウェブサイトを検討しており、人材確保で新たな展開が期待される。今後、サービスの導入効果も含め検討する。

4. これまでも、起業に向けた知識の習得方法、自身の目標と達成までの課題等について協議を重ね、情報共有を図ってきた。今後も支援や内面的なサポート等、着任後の伴走支援の活用を検討し、隊員の起業・定住に繋がる取組を強化する。

セミナーへの参加は、専門家の意見を聞くことができる貴重な機会であることから、隊員の積極的な参加を検討する。

楽しく安全安心に観光できる 円山地域となるために

■質問

5年に円山展望台において観光客が転倒時に骨折する事故が起った。このような現状において積極的なPRはできない。

いわない温泉事業者は温泉同士をつなぐ周遊パス等について検討している。しかし温泉やマリンビューを繋ぐ町道は暗く、見通しの立たない場所が多く痛ましい事故が起こりえる状況。周遊パス等も安全が一つの障害と伺っている。

円山展望台、温泉施設周遊には危険箇所の解消が必要。現状の認識と施策は。パスライト等の設置の考えは。

■町長

円山展望台は、委託業者による展望台園地や遊歩道の草刈り・観音道の笹刈りをそれぞれ年2回ずつ実施、接続道路両脇

の草刈りや遊歩道等の窪地、危険箇所の解消は、職員の巡回などにより対応するよう努めている。

町道円山循環線の照明施設は、道路法や町条例の設置基準に満たないため未整備、窪地等の危険箇所はガードワイヤーを整備し対応。

草刈りは、観光利用に供される道路であり、ゴールデンウィーク前等年3回実施。

円山展望台は夜間照明がなく、安全安心な散策ができない。観光スポットとしての課題もあると認識。

いわない温泉の注目度に伴う施設周遊するための安全確保について、特に、円山展望台のパスライト等の設置を含む整備や安全に関する情報周知、観光マップの作成については、「円山連携会議」での十分な議論

や関係機関等との情報共有・連携を図りながら、円山エリアの観光振興を進める。

■再質問

パスライト整備等による安全安心なインフラ整備は町の責務と考えるが、再度見解を伺う。

■町長

観光客が安全安心に円山地域を楽しんでもらえるよう、パスライト等は「円山連携会議」の中で議論と意見を伺いながら、観光振興に努める。



賛否が分かれた案件一覧

賛否の分かれた議案について、各議員の賛否結果を掲載しています。

第4回定例会議案

賛成：○ 反対：× 欠席：欠

件名	審議結果	志政クラブ							新政クラブ	公明党	日本共産党	革新クラブ 市民自治を 考える会	大石 美雪		
		池田 光行	栗林 英之	永井 明	本間 勝美	中家 正希	村田 文明	岩城 幹							
令和6年度一般会計補正予算（第7号）	原案可決	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×
岩内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定について	原案可決	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
岩内町費特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について	原案可決	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
岩内町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例設定について	原案可決	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×

※全員賛成の議案は、掲載していません。また、永井 明議長は採決には加わりません。（可否が同数となった場合は、議長が裁決します。）

佐藤 英行 議員

能登半島地震の被害状況を受け、

上下水道の耐震化の実現について



■質問■

国土交通省は、能登半島地震の被害状況を受けて、全国の自治体を対象に上下水道施設の耐震化について緊急点検を行い、状況を公表。上下水道システムの急所施設や避難所などの重要施設に接続する上下水道の管路等について5年度末時点の耐震化状況を確認。

1. 上下水道の耐震化とは。

2. 急所施設とは。何力所か。施設名と耐震化率は。

3. 避難所とは。何力所か。施設名と管路等の耐震化率は。

4. 上下水道は自然災

害のみならず万が一の泊

原発事故時にも災害対応の根幹となる。独立採算制を求められる上下水道事業は、人口減少がさらに進む中で水道料金収入も先細りとなり運営も厳しくなってくる。技術者不足も深刻化になる。今後どのように耐震化を進めるのか。

■町長■

1. 水道施設の地震対策の考え方は、レベル1、当該施設の健全な機能を損なわず、レベル2、生ずる損傷が軽微であつて、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさない施設と定められている。

下水道施設の地震対策の考え方は、レベル1、所要の構造の安定を確保し、排水及び処理の健全

な流下能力及び処理能力を損なわず、レベル2、生じる被害が軽微で、地震後の速やかな流下能力及び処理能力の回復が可能なもの。

2. 急所施設とは、機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設。水道施設では取水施設、導水管、浄水施設、送水管、配水池、ポンプ所、下水道施設では下水処理場、下水処理場から下水処理場直前の合流地点までの下水道管路及びポンプ場。

町の急所施設の箇所数と施設名は、水道施設は浄水場等の8施設、下水道施設は岩内・共和下水道管理センター等の2施設。

耐震化率は、5年度末

で水道では導水管100%、送水管45.8%、その他の施設0%。下水道では岩内・共和下水道管理センター、広域汚水幹線ともに100%。

3. 避難所は、地域防災計画等で定められている避難所と定義され、箇所数と施設名は、保健センター等の13ヶ所、管路等の5年度末では、水道管路の耐震化率67.9%。耐震化が完了している避難所は、保健センター等の8ヶ所。61.5%、下水道管路の耐震化率は100%、耐震化が完了している避難所は、保健センター等の9ヶ所。

4. 上下水道事業の整備原資は利用者からの料金収入に大きく依存するが、料金の適正化による経営改善、広域連携・官民連携による事業の運営基盤強化、施設の統廃合など施設規模の適正化についての検討を進めるとともに、大規模災害を発端とした国の制度変更等を注視し、交付金等を最大限活用し、計画的に実施していく。

義務教育学校「岩内中央学園」

開校に向けた校歌について

■質問■

1947年教育基本法、学校教育法が制定され、小学校6年間、中学校3年間の9年間が義務教育期間とされた。

学校教育の多様性及び弾力化に対応すべく義務

教育学校は、2016年

学校教育法の改正によって新設された学校教育制度で、義務教育期間の9年間を一貫した教育方針で行うものとされた。

「岩内中央学園」は6-13制を止揚する形で

2026年4月開校を指して施設一体型の義務教育学校、9年制(4-3-2)を採用。

1. 新校歌制定の際の理念は。制定方法、制定日程時期は。

2. これまで統廃合された小中学校の校歌等を、斉唱し保存してはどうか。

■教育長■

1. 学校教育目標を具現化する歌詞構成であり、将来の夢や目標に向かって挑戦する意欲が醸成されるもの。作詞作曲家が決定したい理念に基づく歌詞の基本要素をはじめ、9学年で歌いやすい曲調など協議を進める。7年度中の完成を目指す。

2. 統廃合された学校も含めたレリーフ作成、現行4校の在校生出演によるミュージックビデオ制作と校舎内部のデジタル保存事業の実現に向けて検討を進めている。

大石 美 雪 議員

■再質問
統廃合した学校には島野小学校なども含まれるのか。編さん中の町史に音声も含めた校歌の項目を入れては。

■教育長
島野小学校も含まれる。

校歌の保存する方法のうち、一つの方策であるとは認識。



ノックトラインの 利便性の向上について

■質問

1. 御崎、大和への運行計画はいつ策定されるのか。

2. 町地域公共交通活性化協議会の構成員及び開催数は。

3. 協議会の方々のノックトラインの利用状況は。

4. 「逆方向の運行ルートがないため帰りに時間が掛かり過ぎる」という実情を踏まえ、改善すべきでは。

5. タクシー事業者への配慮で一方方向のみの運行ルートにしたのか。

6. セイコーマート岩内万代店から岩内協会病

院への運行ルートを加えては。

7. 利用者のアンケート調査をして改善していく考えは。

8. 町の担当職員は、定期的に乘っているのか。

9. 今年度のノックトラインへの国庫補助額とその割合は。

■町長
1. 要望の停留所設置は、困難である旨の説明を住民団体の代表へ行い、理解頂けたものと考えており、現在、運行の計画は予定していない。

2. 3. 構成員は関係団体等から26名。年間平

均3回程度。協議会の方々の個別の利用状況は把握していない。

4. 日常的に利用する方々の混乱も想定されることから、現段階では考えていない。

5. 地域活性化に資する持続可能な地域公共交通を目指すことを目的として、ルートを設定したものであり、タクシー事業者へ配慮したものではありません。

6. ルート増設により所要時間が延びるなどの影響から、新たなルートの追加は考えていない。

7. 利用者アンケートは、随時受付しており、

協議会に報告し事業の改善に努めている。また、7年度は、町地域公共交通計画の改訂時期であることから、町民の意見も広く聞き取りながら計画を策定する。



8. 個別の利用状況は把握していないが、通勤時に利用していると認識。

9. 5年10月から6年9月までは、国庫補助申請額が2億60万9千円、事業費に対する割合は、約12%と運行事業者より伺っている。

■再質問
1. 当初から御崎、大和を運行計画に入れていないのはなぜか。再度計画に加えては。

2. 限られた車両で出来る限り利用者の安全性と利便性を重視し、時間効率よく市街地を面的にカバーするため、町地域公共交通活性化協議会において議論を重ね、現行の一方方向のルートとした。

■町長
1. ルート策定時にあって、分速60メートルで徒歩5分以内の範囲には、停留所を設定しないこととしており、範囲内に郷土館及び中央通りバス停があるため設置には至らなかった。

代替案として、大和マルコー設備付近を提示。

2. 5年4月に制定予定。道は「北海道ごも基本案例」(仮称)を20

児童・生徒が安心できる 学校、居場所を

25年4月に制定予定。

1. 町はこれを受け、

どのような取組をしているのか。

2. 現在、町民体育館は使用できない。遊んだり、気軽にスポーツを楽しめる場所を提供できないか。

3. 岩内地方文化センターでWi-Fiを使い、勉強などできる場所にしては。

4. 近い将来、児童館を設立する考えは。

5. 学校トイレに設置されている生理用品の利用状況は。

第一中学校では「困ったときに使って下さい。基本的にナプキンは自分で持ってきてね」と表示。他の3校も同じ表示か。目的は、生理の貧困解決だが、設置場所を保健室からトイレに変えただけなのか。予算は。表示の言葉を設置目的にふさわしいものにしては。

で、素案による意見募集の段階であり、町は道条例の成立後、照会等を受けて取り進める。

4. 本年6月実施の、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う子育て世帯へのアンケート調査で、児童館整備のニーズがなかったことから、現段階で整備の考えに至っていない。

■教育長

2. 用途廃止となる既存小中学校体育館を、町民体育施設としての検討を進め、他の公共施設についても手法も含めて検討が必要と考える。

3. 文化センターのWi-Fi設置は、実態を踏まえた環境整備を進めたい。文化センターは生涯学習活動の拠点として多くの方に利用されているため、慎重な判断が求められるものと考ええる。

義務教育学校では、図書室の放課後学習の利用も可能とした施設環境を整備する予定。

■町長

1. 道条例制定作業中

5. 東小学校で月に1、2個程度、西小学校で月に15〜20個程度、第一中学校で月に70〜90個程度、第二中学校で月に50〜60個程度。

表示は同じではないが、困った時の使用の推奨、マナー、自分での用意などについて表示している。

以前は保健室で渡していたが、5年度から保健室に加え、女子トイレに設置し、児童生徒の選択肢を増やした。

予算は、各学校で必要とされる数量が確保されるよう計上している。表示内容は、各学校の事情も踏まえた中で、表示の有無も含めて協議していく。

岩城 幹議員

栄団地における

消防用設備について

■質問

特定共同住宅等における消防の用に供する設備等に関する省令が平成19年4月1日に施行され、それ以降に設計された町営住宅については、「住宅用消火器及び消火器具」、「共同住宅用スプリンクラー」、「共同住宅用自動火災報知設備」、「共同住宅用非常警報設備」、「共同住宅用非常結送水管」、「共同住宅用非常コンセント設備」の設置が位置づけられている。

1. 栄団地の消防用設備等は、消防署と協議を行い、同意を得ていると考ええるが、協議内容は。

2. 栄団地は省令の対象となると考えるが、「住宅用自火報設備及び共同

住宅用非常警報設備」や「屋内消火栓設備」が設置されていない。防火管理を選任を含め、今後の対応と見通しについて見解は。

■町長

1. 栄団地の実施設計の段階で、共同用住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例認定の適用の有無や設置が必要な消防用設備について、岩内消防署と協議を行い、設置が必要な消防用設備として、消火器・住宅用火災警報器・非常警報設備・誘導標識・避難器具の設置について回答を得ている。

2. 栄団地は、防火管理を選任している。消防用設備等について



は、第3回定例会において、「実施設計の段階で岩内消防署と協議する中で、自動火災報知設備の設置の必要が無い旨、回答を得ていること」、「建築基準法に規定される建築確認申請書を提出し、各町営住宅の消防設備等について消防署長の同意を得たうえで確認済証の交付を受けている」旨、答弁をしたが、岩内消防署において改めて確認調査を行ったところ、栄団地は、省令に基づく指導がなされず、確認申請時の同意についても誤った判断をしていたことが確認された。

岩内消防署においては、誤った判断に至った経緯や町に対しての改善方針について検討を進め、町に対して改善措置

が求められるものと聞いており、適合した消防用設備等の設置に向け、入居者への丁寧な説明に加え、改善費用の予算手続きを取りながら、対応が必要と考えている。

大田 勤議員

合葬墓の建設・学校給食費の無償化・ ノットラインの停留所増・移設など

早期実現を



の設備を設けた経緯や利用状況などを調査している。

慎重な意見。
また、御崎地区代表は要望していた場所と距離があるため、メリットが発生しない地域もあり、今後、他の候補地への設置要望があつた際は、町とも相談したいとの意見をいただいている。

■質問■

1. 町の合葬墓設置時期、規模など具体化は。 2. これまで関係者との協議での意見内容は。

のアクションは。

9. 後志管内でも無償化が拡大。支援のあり方の検討は。決断が必要では。

2. 宗教関係者からは、町民要望が一定程度ある

のであれば、必要になるという意見がある一方、墓じまいや供養の在り方について苦言があつた。石材事業者からは、経営への影響など慎重な意見が寄せられた。

6. 利用条件等は、各自治体により設定が様々であり調査中。建設場所は、規模にもよるが、一定程度の広さや周辺地域への影響も考慮し、町が管理する墓地の中からの選定と考えている。

10. 代表の方々と、それぞれ意見交換の場を設け、安全面の確保と路線変更をした場合の走行時間への影響など、運行事業者による冬期間における路線幅の確認を含めた試験運行結果を報告。希望の停留所の位置や利用状況などの話し合いを行った。

11. 次回の町地域公共交通活性化協議会において、説明したいと考えている。

■教育長■

3. 他自治体の整備内容・手法など得た情報は。 4. 施設管理のあり方、埋蔵方法は。

10. ノットラインの停留所増・移設に関する東山、御崎・大和地域住民との話し合いの内容は。具体的な提起や意見要望内容は。

3. 収容可能数の検討方法や導入までの流れ、管理方法や料金設定、施工業者との調整内容や供用開始後のニーズ、運用上での課題など具体的な事例。

8. 国からの通知はないが、国の給食費無償化に係る動向は注視している。

5. 墓碑等への名盤の設置などの検討は。 6. 利用条件、管理料や建設場所は。

11. 事業者による試験運行結果も含めいつ協議会の中で話し合うのか。

4. 合葬墓を含めた墓園内の環境維持や管理棟設置の必要性、納骨時の対応等調査している。

9. アンケート調査の結果や、「町子ども子育て会議」における出席委員からの意見、他の支援策も含め町財政への影響や保護者負担の影響などを踏まえた検討も必要

7. 新年度に向け学校給食費無償化への検討の進捗は。

1. 他の自治体における整備内容や管理方法を調査しており、今後、整備に向けた検討に着手したいと考えている。

5. 実績のある自治体

4号棟の方からは、人材開発センターから距離が遠くなってしまう事による反対や、5号棟の方においては、玄関が待合所になることへの不安から

9. アンケート調査の結果や、「町子ども子育て会議」における出席委員からの意見、他の支援策も含め町財政への影響や保護者負担の影響などを踏まえた検討も必要

8. 無償化への国から

1. 他の自治体における整備内容や管理方法を調査しており、今後、整備に向けた検討に着手したいと考えている。

5. 実績のある自治体

4号棟の方からは、人材開発センターから距離が遠くなってしまう事による反対や、5号棟の方においては、玄関が待合所になることへの不安から

9. アンケート調査の結果や、「町子ども子育て会議」における出席委員からの意見、他の支援策も含め町財政への影響や保護者負担の影響などを踏まえた検討も必要



と考えており、学校教育及び子育て支援において、公平性や施策のバランス、優先性なども考慮

総務省「会計年度任用職員の

再任用2回上限の撤廃」を受け

雇用の改善を

■質問

1. 町職員定数条例での職員数は、6年度職員数、定数条例との比較で過不足数は。

2. 過去3年度の会計年度任用職員採用者数は。

3. 会計年度任用職員の配置先、現在の任用期間の最長は。7年3月、会計年度任用職員で公募予定の関係所管と人数は。

4. 6月、総務省は「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」を改正し、継続任用できる期間を3年に制限する「3年目公募」規定を撤廃。会計年

度は95人。

3. 総務部、民生部、建設経済部、出納課、議会事務局、教育委員会に配置。長い任用期間は一般事務職員で5年。予算編成作業中で退職者数等を踏まえ決定するため確定していない。

4. 国の規定が改正され、回数に関わらず任期ごとに勤務実績に基づく能力の実証などで再度の任用を行うことができるよう処遇が変わったと認識。

5. 町の要綱に「3年目公募」にこだわる根拠がなくなり、雇用継続が可能では。

6. 町の要綱「公募によらない任用は、同一の者について2回を上限とする」を撤廃し、人材確保と雇用を守る改善が必要では。

■町長

1. 職員定数2000人に対し、12月1日現在の職員数は148人で52人少ない状況。

2. 10月1日現在の延べ人数は、4年度は107人、5年度は96人、6

衰退産業となりつつある原発

再稼働ではなく

再生可能エネルギーに転換を

■質問

GX電源法案で運転期間の延長に関わる原子炉等規制法と電気事業法の改正、原発推進を国策として法的に位置づける原子力基本法等の改正が行われた。

1. 規制法改正の町の受け止めは。

2. 老朽化に伴う運転期間制限から電力供給の運転期間延長に制度が逆転。町の思いは。

3. 使用済燃料再処理の見通しは。

4. 核燃料サイクルは破綻していないか。

5. 原発は低コストだと思つか。

6. 原発が再生可能エネルギーの妨害では。

の理解と信頼を得るものとする。

3. 4. 8. 原子力政策に関する取組は、国が最終処分に向けた取組を進めるとしており、そこに至るまでの間、使用済核燃料を管理することは、核燃料サイクルの重要なプロセスであり、使用済燃料の貯蔵能力の拡大へ向けて、政府の取組を強化するとされていることから、国のエネルギー政策の中で、国民への丁寧な説明と対応がなされ、計画に沿って推進されていくものと考え

7. 新規建設の見直しもなく重要な企業が抜けていく原発は衰退産業では。

8. 原発推進を国の法的責務としたが、原発政策は破綻と言えるのでは。

9. 再エネへ転換が安全・安心の道ではないのか。住民の命と暮らしに責任を持つ町長の所見は。

■町長

1. 2. 一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めるとしたグリーン・トランスフォーメーション脱炭素電源法が、7年6月6日から施行される。

町は、運転期間の取り扱いも含め、原発の安全性は、国が責任を持つて丁寧な説明を行い、国民

5. 再生可能エネルギーと原子力など電源ごとの発電コストは、資源エネルギー庁や様々な機関において発電コストが算出されており、資源エネルギー庁のコスト試算では、原子力発電が、火力などより安価であるとのデータが示されている。

また、安定的で安価なエネルギー供給は、国民

生活、社会・経済活動の根幹であり、発電コストの視点のみにとどまらない、様々な電源による多様な構成の重要性が述べられていると認識している。

6. 9. 国のGX実現に向けた基本方針では、脱炭素効果の高い電源を最大限活用するとしている。

町は、暮らしと経済の基盤である電力は、安全性の確保を前提に、様々な電源の特性が活かされた構成とすることが重要と考えており、原子力発電と再生可能エネルギーの組合せが、未来のエネルギーシステムを支える基盤となる可能性も含め、検討されていくものと考えている。

7. GX実現に向けた基本方針において、安全性向上等の取組に向けた事業環境整備を進めるとともに、研究開発や人材育成等に対する支援を拡充するとしており、人材の強化や関係する企業の

支援等、原子力サプライチェーンの維持は、国が責任を持つて取り組んでいくべき課題と考える。



国立病院の機能強化を求める意見書

戦後最悪といえる新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」）の感染拡大によって、感染症対策のみならず、日本の医療体制のぜい弱さが浮き彫りとなりました。新型コロナに感染しても、受け入れる病院・病床・スタッフの不足等、医療体制のひっ迫した状態が続き、療養施設や自宅待機を余儀なくされ、医療が必要にもかかわらず入院できぬまま亡くなるという痛ましい事例も相次ぎました。まさに、「医療崩壊」の危機に直面する事態となりました。

さらに2024年1月に発生した能登半島地震など、頻発する災害発生時の医療体制の強化も求められています。

国民の命と健康を守るのは国の責務です。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院（以下「国立病院」と表記）が新興感染症対策など採算の取れないセーフティネット系医療において中心的役割を果たせるよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させることに繋がります。

2024年第213回通常国会では「国立病院の機能強化を求める請願」が衆議院本会議において全会一致で採択されました。

国立病院を機能強化し、憲法25条に保障された国民の生存権及び国の社会的使命を果たすよう以下の事項を強く要望するものです。

記

1. 国民の命を守るセーフティネットとしての役割を確実に果たし、地域医療の充実をはかるため、国立病院を機能強化すること。
2. 全国ネットワークをいかにし、国立病院が新興感染症や災害医療対策において十分な役割を発揮できるよう対策を講じること。
3. 第213回国会での請願採択をふまえ具体的対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき提出いたします。

令和6年12月20日

殿

岩内町議会 議長 永井 明

議 会 日 誌

- | | | |
|-----|---------|---|
| 11月 | 3日 | 岩内町功労者表彰式・優良勤労青少年顕彰 |
| | 11日～13日 | 第68回町村議会議長全国大会及び北海道横断自動車道に係る中央要望 |
| | 13日～15日 | 後志町村議会議長会行政視察 |
| | 26日 | 北海道町村議会議長会正副会長会議・理事会
岩内商工会議所永年勤続優良従業員表彰式 |
| | 29日 | 原子力発電所問題特別委員会 |
| | | |
| 12月 | 2日 | 社会文教委員会 |
| | 3日 | 建設産業委員会 |
| | 4日 | 総務委員会 |
| | 5日 | 議会運営委員会 |
| | 9日 | 第4回定例会招集 |
| | 11日 | 岩内町10大ニュース審査会 |
| | 16日～20日 | 第4回定例会再開 |
| | 18日 | 各派代表者会議
歳末特別警戒防犯パレード |
| | 19日 | 各派代表者会議 |
| | | |
| 1月 | 4日 | 岩内郡漁業協同組合初セリ式
岩内青年会議所新年交礼会 |
| | 6日 | 岩内消防出初式 |
| | 7日 | 岩内町新年交礼会 |
| | 12日 | 二十歳のつどい |
| | 15日 | 岩内建設業協同組合・建設業協会新年交礼会 |
| | 20日 | 社会文教委員会
岩内体育協会新年会 |
| | 23日 | 建設産業委員会 |
| | 24日 | 総務委員会 |
| | 27日 | 議会運営委員会
岩内商工会議所新年交礼会 |
| | 29日 | 岩内青色申告会新年懇親会 |
| | 31日 | 第1回臨時会 |

編 集 後 記

「議会だより167号」をお届けいたします。第4回定例会での一般質問を中心に編集しました。ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、代表・一般質問を要約してお届けしています。議会の一部しかお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりました方は議会事務局へお問い合わせください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

(議会運営委員会)